

平成 24(2012)年 3 月 7 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2012 春闘要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 年間を通じた基本的な労使関係のルールを確立すること。

労使交渉等については、地方公務員法及び労働諸法令の定めるところにより、適正に対応しているところである。

今後も引き続き、国における法改正の動きに注視しつつ、適切な対応に努めていく考えである。

2 生活向上のために賃金水準の維持・改善に努めること。

給与水準の設定にあたっては、人事院勧告の趣旨を尊重し、国家公務員の給与等との均衡を考慮するとともに、国において示された考え方である地域の民間給与水準の反映に努めていく必要があると考えている。

このたびの地域手当の引き下げについては、労働組合において、現下の市政を取り巻く厳しい状況を考慮した、苦渋の決断であったものと拝察するが、引き続き、継続協議となっている給与のさらなる適正化について、十分な協議を進めていかなければならないと考えている。

3 臨時・非常勤等職員の処遇改善に努めること。

臨時職員等の勤務条件は、採用事由、期間、形態及び業務内容等から定めているところであり、賃金等については、一般職員の給与改定等を基準にして改定するとともに、近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきているところである。

なお、前年度から、現行制度の雇用期間等の課題を踏まえたうえで、順次、法令等に基づく任期付短時間勤務職員への切り替えを進めており、より安定した雇用の確保や勤務条件面の改善を図っているところである。

また、勤務形態及び業務内容等から、任期付短時間勤務職員への切り替えが困難な職場・職種については、関係法令に基づく、より適正な制度運用を図るため、来年度から、新たな臨時的任用制度を導入していく予定である。

4 公共サービス基本条例・公契約条例・入札制度改革など公共サービス基本法にのっとりた施策を推進し、公共民間・中小の労働条件の底上げをはかること。

公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、事業委託等における委託契約等の締結にあたっては、労働諸法令の遵守を盛り込み、従業員の労働条件が公正な労働基準を下回ることがないように指導に努めているところである。

また、入札制度においては、極端な低価格での落札を解消するため、変動型低入札価格調査制度を導入し、適正価格での落札となるよう対応を図るとともに、価格以外の要素を加味した総合評価落札方式を試行実施するなど、今後とも、対象案件や評価項目等について、調査・研究していく考えである。

なお、公契約条例の制定については、今後とも国や他の自治体の動向を見極めながら、引き続き、慎重に検討していきたいと考えている。

5 男女平等社会実現を踏まえたワーク・ライフ・バランスの具体化をはかること。

職員の仕事と家庭の両立支援については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の周知徹底を図るとともに、積極的な推進を図ってきたところであり、今後も必要な見直しを適宜行っていく考えである。

また、36協定の趣旨を踏まえた時間外勤務等の縮減、介護休暇及び育児短時間勤務制度並びに時間単位の年次休暇制度の導入を図るとともに、前年度においては、育児休業の取得制限の廃止等や看護休暇の改善等を行うなど、休暇・休業制度の充実にも努めてきたところであり、引き続き、仕事と家庭の両立支援に向けて取り組んでいく考えである。